

## 別表第十四 指定建設作業に適用する勧告基準(第六十一条関係)

### 一 騒音

一 指定建設作業の場所の敷地の境界線における騒音が、次に掲げる指定建設作業の種類ごとに次に定める音量であること。

(一) 条例別表第九第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる指定建設作業 八〇デシベル

(二) 条例別表第九第九号に掲げる指定建設作業 八五デシベル

二 指定建設作業の騒音が、午前七時から午後七時まで(付表に掲げる区域にあつては、午前六時から午後十時まで)の時間以内において発生するものであること。

三 指定建設作業の騒音が、当該指定建設作業の場所において一日十時間以内(付表に掲げる区域にあつては、十四時間以内)において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

四 指定建設作業の騒音が、指定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該指定建設作業の場所において連続して六日以内において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

五 指定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日を除く日において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

ただし、この表第二号に定める基準は、次の第一号から第四号までに掲げる場合に係る騒音に、この表第三号及び第四号に定める基準は、次の第一号及び第二号の場合に係る騒音に、並びにこの表第五号に定める基準は、次の第一号から第五号までに掲げる場合に係る騒音にそれぞれ適用せず、並びにこの表第二号に定める基準は、当該指定建設作業の場所の周辺の道路につき、道路交通法第四条第一項に規定する交通規制が行われている場合におけるコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業に係る騒音に関しては、「午前七時から午後七時まで」を「午前七時から午後九時まで」と、「午前六時から午後十時まで」を「午前六時から午後十一時まで」と読み替えて適用する。

一 災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合

二 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該指定建設作業を行う必要がある場合

三 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合

四 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十四条の規定に基づく道路の占用の許可及び同法第三十五条の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づく道路の使用の許可及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合

五 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であつて当該指定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であつて、周囲の状況等から知事が当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合

### 備考

一 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。別表第十八において同じ。

二 騒音の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した騒音計を用いて行うも

のとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性 (FAST) を用いることとする。

三 騒音の測定方法は、日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの値は、次に定めるとおりとする。

- (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。
- (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。

## 二 振動

一 指定建設作業の場所の敷地の境界線における振動が、次に掲げる指定建設作業の種類ごとに次に定める振動の大きさであること。

- (一) 条例別表第九第一号、第三号(コンクリートカッターを使用する作業を除く。)、第四号及び第六号に掲げる指定建設作業 七〇デシベル
- (二) 条例別表第九第五号に掲げる指定建設作業 六五デシベル
- (三) 条例別表第九第九号に掲げる指定建設作業 七五デシベル

二 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号(コンクリートカッターを使用する作業を除く。)から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、午前七時から午後七時まで(付表に掲げる区域にあつては午前六時から午後十時まで)の時間以内において発生するものであること。

三 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号(コンクリートカッターを使用する作業を除く。)から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、当該指定建設作業の場所において一日十時間以内(付表に掲げる区域にあつては十四時間以内)において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

四 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号(コンクリートカッターを使用する作業を除く。)から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、これらの全部又は一部に係る作業の期間が当該指定建設作業の場所において連続して六日以内において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

五 指定建設作業の振動が、条例別表第九第一号、第三号(コンクリートカッターを使用する作業を除く。)から第六号まで及び第九号に掲げる指定建設作業に係るものにあつては、日曜日その他の休日を除く日において行われる指定建設作業に伴って発生するものであること。

ただし、この表第二号に定める基準は、次の第一号から第四号までに掲げる場合に係る振動に、この表第三号及び第四号に定める基準は、次の第一号及び第二号の場合に係る振動に、並びにこの表第五号に定める基準は、次の第一号から第五号までに掲げる場合に係る振動にそれぞれ適用しない。

一 災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合

- 二 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該指定建設作業を行う必要がある場合
- 三 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合
- 四 道路法第三十四条の規定に基づく道路の占用の許可及び同法第三十五条の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合並びに道路交通法第七十七条第三項の規定に基づく道路の使用の許可及び同法第八十条第一項の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合
- 五 電気事業法施行規則第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であって当該指定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であって、周囲の状況等から知事が当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合

備考

- 一 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 二 振動の測定は、計量法第七十一条に規定する条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。  
この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いるものとする。
- 三 振動の測定方法は、日本工業規格Z八七三五に定める振動レベル測定方法によるものとし、振動の大きさの値は、次に定めるとおりとする。
  - (一) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (二) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (三) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔・百個又はこれに準ずる間隔・個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

- 工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートルの区域を除く区域
- 一 学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。)
- 二 保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。)
- 三 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。)
- 四 診療所(医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち、患者の収容施設を有するものに限る。)
- 五 図書館(図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館をいう。)
- 六 老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホームをいう。)
- 七 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)